**多摩丘陵病院における院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル**

※原則患者さんの同意が得られているものとする。（服薬方法・価格）

当該薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く

1.　疑義照会不要とするもの→Fax不要、お薬手帳などで知らせるもの

1）　一般名処方で同一剤形、同一規格にて調剤したもの

2）　成分名が同一での銘柄変更（当該薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く）

①先発薬品→　後発品への切り替え

　　②後発薬品間のメーカ切り替え

3）　内服薬の剤形変更（同一のグループ内）の以下のもの。

①先発薬品→　後発品への切り替え

　　②後発薬品間のメーカ切り替え

　　③一般名での処方

　　剤形グループ

　　（ⅰ）錠剤（普通錠、OD錠、粒状錠）、カプセル剤、丸剤

　　（ⅱ）散剤、顆粒剤、細粒剤、紛末剤、ドライシロップ剤

2.　本来、疑義照会必要だが合意書交わしていれば専用のFax用紙報告でよいもの

（同一内容に関する報告は初回のみ）

　1）　先発薬品間の銘柄変更（同一成分に限る）

　　2）　剤形の変更（同一成分に限る）

　　　　　内服薬かつ用法用量の変更がないもの

　　　例：

　　　　　カロナール300mg　粉砕　→　アセトアミノフェン細粒20％　1.5g

　　3）別規格製剤がある場合の調整規格の変更（用法用量の変更はない場合）

　　　　規格により適応が変わるものを除く

例：

　　20mg　1回2錠　　→　　40mg　1回1錠

　　2.5mg　1回0.5錠　→　　1.25mg　1錠

4）処方日数の適正化

ビスホスホネート系薬剤週1回、月１回製剤の連日投与からの適正化

「１日おきに」の用法で他の日数と同じ場合

　　5）残薬調整のための日数短縮。ただし処方日数「0日」での処方削除は不可。

　　　（次回処方時の処方漏れを防ぐため）

6）外用薬の包装変更。但し、基材の種類変更は不可　（軟膏→クリーム剤etc）

　　　また総量が変更になる場合、規格の変更は疑義照会とする。

変更可能例：

　　　モーラスパップ30mg　7枚入り　6包　→　モーラスパップ30mg　6枚入り　7包

　　　　　　　　　　　　　　　　　→　ケトプロフェンパップ30mg　14枚入り　3包

　　　ヒルドイドソフト軟膏25g　4本　→　ヒルドイドソフト軟膏100g　1本

　　　　　　　　　　　　　　　　　 →　ヘパリン類似物質油性クリーム　100g　1本

　　疑義照会例：

　　　ヒルドイドソフト軟膏25g　4本　→　ヘパリン類似物質クリーム　100g　1本

　　　モーラスパップ30mg　7枚入り　6包　→　モーラスパップ30mg　7枚入り9包

7）錠剤の粉砕・軟膏の混合・処方薬の一包化など保険請求を伴わない場合は変更可能とする。なお算定を加算する場合は医師の指示が必要なため疑義照会すること。

　　8)　外用薬使用部位の抜けているもので患者に聞き取りで確認のとれたものに限り

追加可能とする。

3.　疑義照会

　・麻薬処方

　・プロトコルにない問い合わせ

　・次回外来までの処方日数が足りないなどの理由による処方日数の延長が必要な場合

　・一包化、粉砕、混合など加算をとる場合の変更

（加算を取らないのであればFaxで可能）